

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
H7-50	紙データ入出力機等

<b>対応する旧意匠分類</b> <span style="color: red;">※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」</span>		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
H5-441	全	紙テープ読み取り穿孔機
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
電子計算機用紙テープ読み取り機	紙テープ読み取り機	紙テープ穿孔機
電子計算機用紙テープ穿孔機		
<b>定義</b>		
<p>H7-5代には主に紙データを電子情報に変換し入力を行うもの、又は、電子情報を紙データに変換し出力を行うもの、若しくはその両方を行うものを分類する。</p> <p>H7-50: 下位の展開にあてはまらないもの 紙カード、紙テープ等のデータの読み取り及び穿孔を行なうもの等</p> <p>H7-51(スキャナー): 自然物、印刷物等をスキャン(走査)して電子情報に変換する機器</p> <p>H7-52(プリンター): 電子計算機等で作成した電子情報を、印刷する機器</p> <p>H7-53(複写機): 原稿を電子的に複写する機器</p> <p>H7-54(ファクシミリ): 原稿を電気信号に変換して送信し、受信側で同様の操作を経て、情報を復原する機器</p>		
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
新規物品がでてはここにはできるだけ分類せず、下位の展開に分類する。		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		